

平成31年度物産品販路拡大事業【概要】

物産品販路拡大等事業補助<<改正>>

物産品の販路拡大のため、商談会、展示会または物産展等（以下「商談会等」）に出展する農林水産業者や中小企業者等に対し、予算の範囲内において経費の一部を補助します。

【対象者】

農林水産業者，中小企業者 または 左記で組織する団体

対象となる商談会等	対象経費	補助率等
販売を行わない商談会等 ※過去5か年間の商談会等への出展を含め、同一の商談会等への出展は、通算3か年を限度。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出展料 （売上げに係る販売手数料を除く） ・ 会場使用料 ・ 会場設営費 ・ PR用試供品及び消耗品費 ・ 備品借用費 ・ 電気工事費 	補助対象経費の 3分の1 （※3） 以内の額
県外（国外を含む）で開催される販売を行う商談会等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給排水施設使用料 ・ 輸送経費 ・ 光熱水費 ・ 交通費及び宿泊費（※1） ・ パンフレット等作成費（※2） ・ 販売促進員雇上料 など 	補助対象経費の 3分の1 （※3） 以内の額で 上限4万円

※1 交通費のうち、県内で開催される商談会等に係る交通費は、事業所等から商談会等の会場までの往復実走行距離（1kmあたり）に20円を乗じて得た額とする。

県外で開催される商談会等に係る交通費は国内において要する費用とする。

宿泊費のうち、県内で開催される商談会等に係る宿泊費は1泊あたり9,800円を限度とし、県外は1泊あたり10,900円を限度とする。

※2 パンフレット等の作成費は、補助対象経費の総額の3分の1以内を限度とする。

※3 平成31年度から補助率を2分の1から3分の1へ変更。

【お問い合わせ先】

〒899-1696 阿久根市鶴見町200番地

阿久根市役所 商工観光課 商工振興係

TEL：0996-73-1114（直通） FAX：0996-72-2029

Mail：suisho@city.akune.kagoshima.jp

（※裏面に新規補助事業の掲載がありますので、ご覧ください。）

新商品開発支援事業補助《新規》令和5（2023）年度まで

阿久根市独自の観光資源や地域資源を活用した商品やサービスの企画・開発を行う市内の事業者等に対し、予算の範囲内において経費の一部を補助します。

【対象者】

中小企業者・小規模企業者，農林水産業者，または 左記で組織する団体

対象事業	対象経費	補助率等
継続的な製造及び販売を目的として行う新たな商品の開発事業 ※通算で3か年を限度。	・ 試作及び実験に係る原材料費 ・ 機械装置・設備類の購入費及び借上料（据付費を含む。） ・ 製造及び改良に係る加工料 ・ パッケージ，ラベル等のデザインの開発・作成に係る経費 ・ 調査分析に係る経費 ・ 専門家等の招へいに係る経費 ・ 施設整備等に係る経費 ・ マーケティング・調査に係る経費 ・ 本事業により開発された新商品を含む商品の商談会への出展等販路開拓・販路拡大に係る経費 など	補助対象経費の 2分の1 以内の額で 上限60万円 (※1)

※1 機械装置・設備等の購入費を含む場合は、**上限100万円**とする。

阿久根産品 in 鎌倉普及支援事業補助《新規》令和3（2021）年度まで

マーケティング(※)に特産品等を輸送する市内の事業者等に対し、予算の範囲内において経費の一部を補助します。

※「マーケティング」とは、神奈川県鎌倉市において実施される本市の特産品等に係る既存の顧客に対するアプローチ活動のほか、新市場の開拓や新たな顧客獲得のために行う市場活動や販売戦略活動のこと。

【対象者】

中小企業者・小規模企業者，水産業者，または左記で組織する団体で、マーケティングに市内で生産または加工される地域の特色を生かした魅力ある特産品等（水産食品に限る。）を提供するもの。

【対象経費】

特産品等を提供する際の輸送に係る経費（貨物輸送，荷役料等）

【補助金額】

令和元（2019）年度 補助対象経費の**3分の2**以内の額

令和2（2020）年度 補助対象経費の**2分の1**以内の額

令和3（2021）年度 補助対象経費の**3分の1**以内の額